

北斗市手話言語条例に規定する施策推進方針

令和2年12月

北斗市

I 基本の方針

北斗市では、聴覚障害の有無に関わらず、市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、平成31年4月1日に『北斗市手話言語条例』を施行しました。

手話は、手や指、体の動きまたは表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者が自分の意思を表したり、情報を取得したり、相互にコミュニケーションを図るために必要な言語です。

聴覚に障害のある市民が安心して、手話を使ってコミュニケーションできる社会を実現するために、手話が言語であるとの認識に基づいて、市民一人一人が手話やろう者に対する理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

条例に規定する必要な施策を総合的かつ計画的に推進していくために、条例第5条第1項に基づき、「北斗市手話言語条例に規定する施策の推進方針」を定めるものです。

II 施策の推進方針

1. 手話への理解及び手話の普及啓発に関する事項

(1) 施策の基本の方針

ろう者にとって手話は、情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。手話がかげがえのない言語であることについて理解を深め、ろう者に対する理解を広げていくことが大切であり、手話に親しみ、ろう者と交流することで手話への理解が促進されます。

このために、市民や事業者などの多くの人々が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組めます。また、北斗市における手話の啓発は市内の手話サークルや北斗ろう協会により行われてきました。その取り組みを尊重しながら、手話の理解を推進するとともに、身近な地域や日常生活の場面において、挨拶や簡単な会話など、手話が使用できる環境の充実を目指して手話の普及を進めます。

(2) 施策の推進

市は、施策の基本の方針に基づき、次の事項を推進します。

- ①手話が言語として認知され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、広報紙への手話表現の定期掲載や、パンフレットを活用し、手話学習の機会を拡充します。
- ②市民がいつでも手話を学び、親しむことができるように、市民対象の手話学習会を実施します。

- ③市内の小・中・高等学校へ、手話の普及啓発を図るために必要な支援を行います。
- ④市内の企業等事業所に対して、手話やろう者の理解が深まるよう、パンフレットの配布や、事業所等が実施する手話教室の支援を行います。
- ⑤手話やろう者への理解及び手話の普及のための方策については、北斗ろう協会と協働し、連携します。

2. 手話による情報の発信及び取得に関する事項

(1) 施策の基本的方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、情報を得る権利が保障されています。市はろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、情報収集ができる環境づくりを行います。

(2) 施策の推進

市は、施策の基本的方針に基づき、次の事項を推進します。

- ①市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳を配置するなど、合理的配慮の提供を行います。
- ②手話による行政の情報発信のシステムを確立していくため、手話による行政情報の発信に必要なものについて検討を進めます。
- ③市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。また、市役所に筆談機を設置し窓口対応を行います。
- ④災害時における、障害の特性に応じた情報の発信に努めるとともに、平時から防災講座の受講や自助による備えを推奨し、情報収集力の向上にろう者と協力して取り組みます。また、緊急時の意思疎通支援に必要な体制の整備に努めます。
- ⑤ろう者が緊急時に速やかに通報できるよう、南渡島消防事務組合が行っている「FAX 119番」、「NET 119」の制度について周知します。

3. 手話による意思疎通支援に関する事項

(1) 施策の基本的方針

必要な時に十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが安心して暮らせる地域社会の実現につながり、ろう者への理解をしっかりと踏

まえた的確な支援を実施することが重要です。また、コミュニケーションを支援する手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故、災害などの緊急時において手話で使用でき、安心につながる環境の整備に努めます。

(2) 施策の推進

市は、施策の基本的方針に基づき、次の事項を推進します。

- ① 手話通訳者派遣事業における公的派遣としてのあり方について、北斗市手話言語条例に掲げる理念や目的を踏まえ、手話通訳者派遣事業の在り方を検討していきます。
- ② ろう者が日常生活や社会生活などあらゆる場面において、手話でコミュニケーションをとり、情報が取得できるように意思疎通支援事業の充実を図ります。

4、手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する事項

(1) 施策の基本方針

ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自らの意思で選択、決定し地域で自立した生活を営むためには、手話通訳の役割は重要です。手話通訳者は正確な手話通訳技術に加え、ろう者の文化や歴史を理解し、ろう者の生活支援を含めた多様な通訳ニーズに対応する必要があるため、手話通訳者の養成、通訳技術の向上に必要な研修等を実施します。また、市担当課に専任手話通訳者を配置し、手話施策の円滑な実施に努めます。

(2) 施策の推進

市は、施策の基本的方針に基づき、次の事項を推進します。

- ① 日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも適切に対応できるよう努めます。
- ② 手話通訳者の資質向上のため研修会の参加を推進していきます。
 - ・登録手話通訳者に対する研修
 - ・手話奉仕員養成講座
 - ・手話通訳者養成講座
 - ・要約筆記者養成講座
- ③ 手話通訳者の職業病と言われる頸肩腕健診を実施します。
- ④ その他、北斗市意思疎通支援事業について、必要な見直しを行います。

5、市長が必要と認める事項

前各号に定める施策以外に、手話やろう者への理解を推進するため、市長は必要な施策を講ずるものとする。

Ⅲ 施策の推進体制

1、手話施策の推進に係る会議に関する事項

(1) 施策の基本方針

市は、条例の基本理念に基づいた必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関及び手話に関わる団体等の意見を広く聞くものとする。

(2) 施策の推進

市は、施策の基本方針に基づき、実施状況の点検、施策の推進に関する検討を行うため、北斗市手話施策推進会議を開催するものとする。